

沖縄防衛局長からの執行停止の申立てに対する決定について

平成 27 年 10 月 27 日(火)

国 土 交 通 省

- ・ 沖縄県知事が本年 10 月 13 日(火)に行った埋立承認の取消しについて、10 月 14 日(水)、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して審査請求及び執行停止の申立てを行った。
- ・ このうち、執行停止の申立てについて、本日、別紙の通り執行停止の決定を行い、9 時 30 分頃、当該決定書を沖縄防衛局へ郵送したところ。
- ・ 執行停止の効力は、決定書が沖縄防衛局に到達した時点（明日 10 月 28 日(水)到達見込み）から発生する。

<執行停止決定の理由（ポイント）>

- ・ 本件取消しにより、普天間飛行場の移設事業の継続が不可能となり、同飛行場周辺の住民等が被る危険性が継続するなど重大な損害が生じるため、これを避ける緊急の必要性があると認められるため。

(問い合わせ先)

水管理・国土保全局水政課

本位田 小野

代表 03-5253-8111(内線 35-251)

直通 03-5253-8441

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立法に基づく
埋立承認の取消しについて」(平成 27 年 10 月 27 日閣議口頭了解)

平成 27 年 10 月 27 日(火)
国 土 交 通 省

・ 本日の閣議口頭了解において、別紙の通り、沖縄県知事による承認取消しは、

- ① 何ら瑕疵のない埋立承認を取り消す違法な処分である上、
- ② 本件承認取消しにより、「普天間飛行場が抱える危険性の継続」、「米国との信頼関係に悪影響を及ぼすことによる外交・防衛上の重大な損害」など、著しく公益を害すること

が確認されるとともに、

- ③ その法令違反の是正を図るため、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣において、代執行等の手続に着手すること

が政府の一致した方針として了解された。

・ 今後、この閣議口頭了解を踏まえ、地方自治法第 245 条の 8 第 1 項に基づき、沖縄県知事に対して、本件取消処分を取り消すよう「勧告」することとし、明日 10 月 28 日(水)にも「勧告文書」を沖縄県知事に郵送する。

(問い合わせ先)

水管理・国土保全局水政課

渡邊 寺前

代表 03-5253-8111(内線 35-213)

直通 03-5253-8439

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消しについて

平成27年10月27日
閣議口頭了解

政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部に所在し、住宅や学校などに密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、同飛行場を辺野古へ移設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはない。

そもそも19年前の平成8年4月に日米間で普天間飛行場の全面返還が合意され、その3年後の11年12月には、当時の沖縄県知事、名護市長及び宜野座村長から同意を得て、辺野古への移設が決まり、閣議決定がなされた。

これらを受け、政府としては、キャンプ・シュワブ沿岸水域の埋立てを行うため、一昨年12月に公有水面埋立法に基づく埋立承認を得、爾来、当該埋立てに向けた作業を行ってきたところである。

しかしながら、現在の沖縄県知事は、辺野古における基地建設に反対する旨の意向を表明しており、政府としては、本年4月に内閣総理大臣及び内閣官房長官が、5月に防衛大臣が、それぞれ沖縄県知事と会談し、さらに、8月には一箇月間の沖縄県との協議期間を設け、集中的に協議するなど、精力的に話し合いを行ってきたが、理解は得られず、10月13日、沖縄県知事は、本件承認に瑕疵があるとして、これを取り消す処分を行ったところである。

しかし、本件承認には何ら瑕疵はなく、これを取り消す処分は違法である上、本件承認の取消しにより、日米間で合意された普天間飛行場の辺野古への移設ができなくなることで、同飛行場が抱える危険性の継続、米国との信頼関係に悪影響を及ぼすことによる外交・防衛上の重大な損害などが生じることから、本件承認の取消しは、著しく公益を害することが明らかである。

このため、法定受託事務である本件承認の取消処分について、その法令違反の是正を図る必要があるので、公有水面埋立法の所管大臣である国土交通大臣において、地方自治法に基づく代執行等の手続に着手することとする。